

○鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成29年3月10日

教委訓令甲第3号

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定による小学校又は中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することにより、経済的な負担を軽減し、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、鹿島市立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、その世帯の収入の額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。）がその世帯の需要の額（同号に規定する需要額をいう。）の2.5倍未満の世帯に属する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支給対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けている者
- (2) 鹿島市就学援助要綱（平成17年教委訓令甲第1号）に基づき就学援助費の支給を受けている者

(支給対象経費)

第3条 就学奨励費の支給対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費
- (4) 学用品・通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(支給額)

第4条 就学奨励費の支給額は、前条各号の支給対象経費ごとに、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁

定) に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

(申請)

第5条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が定める日までに、国が別に定める特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（以下「調書」という。）に収入又は所得を明らかにする書類を添えて、当該児童生徒が在籍する小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出するものとする。

(支給の認定及び結果通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により調書を受理したときは、調書に基づきその内容を審査し、支給認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により支給認定の可否を決定したときは、申請者及び当該児童生徒の在籍する学校長に対して通知するものとする。

(就学奨励費の支給)

第7条 就学奨励費の支給は、前条の規定による支給認定の通知を受けた者（以下「支給認定保護者」という。）に対し、口座振替等の方法により行うものとする。

2 就学奨励費を支給する期間は、教育委員会がその支給を認定した日から当該日が属する学年の末日までとする。

(辞退の届出)

第8条 支給認定保護者は、就学奨励費を辞退しようとするときは、辞退届（様式第1号）により、学校長を経由して、教育委員会に届け出るものとする。

(支給認定の廃止又は停止)

第9条 教育委員会は、支給認定保護者が第7条第2項に定める支給期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、就学奨励費の支給認定を廃止又は停止し、既に支給されている就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 支給認定保護者が就学奨励費の受給を辞退したとき。

(3) その他教育委員会が就学奨励費の支給認定を取り消す必要があると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学奨励費の支給認定を廃止又は停止したときは、学校長を経由して支給認定保護者に通知するものとする。

(返還)

第10条 支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学奨励費の支給認定を取り消し、又は既に支給した就学奨励費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により就学奨励費を受給したとき。
 - (2) その他教育委員会が就学奨励費の認定の取消を必要と認めたとき。
- (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第1号（第8条関係）

辭 退 届

鹿島市教育委員會 様

年度特別支援教育就学奨励費について、申請を辞退いたします。

年 月 日

住 所

保護者氏名

印

兒童生徒氏名

学校名·学年

学校 第 学年

理由